

第 3 回国民保護協議会（11 月 21 日開催）に諮問した

県国民保護計画（案）からの修正内容

1 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画の作成に当たっては、国民保護法において、基本指針を踏まえ作成することを想定しているため、その旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
3	<p>4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画</p> <p>県内の市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとする。</p>	3	<p>4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画</p> <p>県内の市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、<u>県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。</u></p>

2 国民保護措置に関する基本方針

本県においては、長年培った防災に関する知識、経験等を活かすことが、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小とするための国民保護措置の的確かつ迅速な実施に当たって重要であると考え、その旨を国民保護措置に関する基本方針として新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
4	第2章 国民保護措置に関する基本方針 <u>県は、特に以下の点に留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とする。</u>	4	第2章 国民保護措置に関する基本方針 <u>県は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小とするための国民保護措置を、本県が長年培ってきた防災に関する知識、経験等を活かし、的確かつ迅速に実施する。</u> <u>国民保護措置の実施に当たっては、特に以下の点に留意する。</u>

3 県国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態のうち、航空攻撃の定義について、想定される具体的な攻撃内容に修正する。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
15	エ 航空攻撃 <u>陸上や海上攻撃に先行又は並行し、航空優勢の確保、重要な施設の破壊などを目的として、航空機やミサイルにより急襲的、反復的に行われる攻撃をいう。</u>	15	エ 航空攻撃 重要な施設の破壊などを目的として、 <u>航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</u>

4 県における組織・体制の整備

県国民保護対策本部機能を確保することは、的確かつ迅速な国民保護措置を実施する上で必要不可欠であるため、職員の配置や交代要員の確保のほかに、食料・飲料水の備蓄、その他必要な資機材の確保を図る旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
20	(5) 職員の配置等 県は、静岡県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合において、 <u>職員の配置その他交代要員の確保など、その機能を確保する。</u>	20	(5) 職員の配置等 県は、 <u>防災に関する体制を活用しつつ、静岡県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合における職員の配置、交代要員の確保、食料・飲料水の備蓄、その他必要な資機材の確保など、その機能の確保を行う。</u>

5 他の都道府県との連携

広域応援体制の整備について、わかり易くするため、相互応援協定の締結などの具体的な内容を新たに例示として盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
23	<p>3 他の都道府県との連携</p> <p>(1) 広域応援体制の整備</p> <p>県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資機材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための<u>広域応援体制の整備</u>を図る。</p>	23	<p>3 他の都道府県との連携</p> <p>(1) 広域応援体制の整備</p> <p>県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資機材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するため、<u>相互応援協定の締結など広域応援体制の整備</u>を図る。</p>

6 消防機関の応援態勢の整備

消防機関は、NBC攻撃による武力攻撃災害への対処において、重要な役割を担うため、県は、必要な資機材等について平素から把握する旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
24	4 市町との連携等 （中略） (3) 消防機関の応援態勢の整備 県は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関相互の調整や応援態勢の整備が図れるよう支援する。	24	4 市町との連携等 （中略） (3) 消防機関の応援態勢の整備 県は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関相互の調整や応援態勢の整備が図れるよう支援する。 <u>また、消防機関の資機材等について把握する。</u>

7 避難施設の指定

避難施設の指定は知事が行うが、国民保護法第184条の大都市の特例により指定都市（静岡市）は自ら避難施設の指定を行うこととされているため、知事は、その指定に関する考え方や手続きなどについて、指定都市と整合性が確保されるよう連携を図る旨を、新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
36	5 避難施設の指定 (1) 避難施設の指定の考え方 知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	36	5 避難施設の指定 (1) 避難施設の指定の考え方 知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。 <u>また、指定都市が指定する避難施設について、その指定に関する考え方や手続などに関して整合性が確保されるよう連携を図る。</u>

8 物資及び資機材の備蓄、整備

住民の避難及び救援に必要な物資及び資機材は、常に活用可能な状態にしておくことが重要であるため、その管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
42	<p>(3) 国、市町その他関係機関との連携 県は、国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に当たっては、国、市町その他関係機関と連携する。</p> <p>ア 住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資機材 食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など</p> <p>イ 国民保護措置のために特に必要な物資及び資機材 安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など</p> <p><u>2</u> 市町及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄、整備</p>	42	<p>(3) 国、市町その他関係機関との連携 県は、国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に当たっては、国、市町その他関係機関と連携する。</p> <p>ア 住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資機材 食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など</p> <p>イ 国民保護措置のために特に必要な物資及び資機材 安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など</p> <p><u>2</u> <u>県が管理する施設及び設備の整備及び点検</u> <u>知事は、住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する。</u></p> <p><u>3</u> 市町及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄、整備</p>

9 事前配備態勢の確立及び初動措置

県は、武力攻撃事態の認定前において、初動措置である事前配備態勢をとるが、認定後においても事前配備態勢を継続することから、1及び(2)の見出しを修正するとともに、事態認定後における国民保護措置の実施に関する調整等について、新たに盛り込むこととする。

また、県対策本部を設置すべき県の指定の要請等は、初動措置において行うため、(2)事前配備態勢における初動措置の項に盛り込むこととする。

頁	前回計画(案)	頁	今回計画(案)
44	<p>1 事態認定前における事前配備態勢の確立及び初動措置 (中略)</p> <p>(2) 事態認定前における初動措置 県は、事前配備態勢において、事態に応じて関係機関により講じられる「消防法」、「警察官職務執行法」、「災害対策基本法」等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。</p>	44	<p>1 事前配備態勢の確立及び初動措置 (中略)</p> <p>(2) 事前配備態勢における初動措置 ア 県は、事前配備態勢において、事態に応じて関係機関により講じられる「消防法」、「警察官職務執行法」、「災害対策基本法」等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。 イ 事態認定後において、知事は必要に応じて、退避の指示等の国民保護措置の実施に関する調整等を行うほか、必要があると認めるときには、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。</p>

			<p><u>また、市町長は、知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町について市町対策本部を設置すべき市町の指定を行うよう要請することができる。</u></p>
46	<p>(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等</p> <p>知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときには、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。</p> <p>また、市町長は、知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町について市町対策本部を設置すべき市町の指定を行うよう要請することができる。</p> <p>(3) 県対策本部の組織及び所掌事務</p>	46	<p>(削除)</p> <p>(2) 県対策本部の組織及び所掌事務</p>

10 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

知事が市町長から県職員の派遣要請を受けた場合に、職員を派遣する旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画(案)	頁	今回計画(案)
51	(4) 知事は、市町長から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。	51	(4) 知事は、市町長から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。 <u>(5) 知事は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があるとして県職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める県職員を派遣する。</u>

1 1 警報の内容

警報の内容のうち、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域について、該当する地域を特定できないときは、該当する地域を定めることを要しないとされていることから、その例外について新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
54	<p>1 警報の通知等</p> <p>(1) 警報の通知</p> <p>ア 知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町長、県公安委員会、県教育委員会、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。</p> <p>警報の内容（法第 44 条第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測 ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 <p>・ その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項</p>	54	<p>1 警報の通知等</p> <p>(1) 警報の通知</p> <p>ア 知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町長、県公安委員会、県教育委員会、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。</p> <p>警報の内容（法第 44 条第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測 ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 <u>（該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。）</u> <p>・ その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項</p>

1 2 緊急通報の放送

国が指定した指定公共機関による緊急通報の放送の方法について、県として記載できないため、指定公共機関の国民保護業務計画の定めるところにより、速やかに放送することとなっている旨を盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
57	<p>(5) 放送事業者である関係する指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急通報の放送</p> <p>放送事業者である<u>関係する指定公共機関及び指定地方公共機関</u>は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに緊急通報の内容を放送するものとする。</p> <p>この場合、伝えるべき緊急通報の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。</p>	57	<p>(5) 放送事業者である関係する指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急通報の放送</p> <p>放送事業者である<u>指定地方公共機関</u>は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに緊急通報の内容を放送するものとする。</p> <p>この場合、伝えるべき緊急通報の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。</p> <p>なお、<u>放送事業者である関係する指定公共機関についても、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに緊急通報の内容を放送するものとされている。</u></p>

1 3 都市部における住民の避難

都市部における住民の避難に際し、知事が行う避難の指示に先立ち、国の対策本部長が行う避難措置の指示の考え方を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
61	<p>ウ 地域特性に応じた住民避難 (ア) 都市部における住民の避難</p> <p><u>知事は、都市部において住民を避難させる必要があると認めるときは、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、まず直ちに近傍の屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。</u></p>	61	<p>ウ 地域特性に応じた住民避難 (ア) 都市部における住民の避難 <u>都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めることとされている。</u></p> <p>知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、まず直ちに近傍の屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。</p>

1 4 避難の指示の放送

国が指定した指定公共機関による避難の指示の放送の方法について、県として記載できないため、指定公共機関の国民保護業務計画の定めるところにより、速やかに放送することとなっている旨を盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
63	<p>(3) 放送事業者である関係する指定公共機関及び指定地方公共機関による避難の指示の放送</p> <p>放送事業者である<u>関係する指定公共機関及び指定地方公共機関</u>は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容を放送するものとする。</p> <p>この場合、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。</p>	63	<p>(3) 放送事業者である関係する指定公共機関及び指定地方公共機関による避難の指示の放送</p> <p>放送事業者である<u>指定地方公共機関</u>は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容を放送するものとする。</p> <p>この場合、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。</p> <p><u>なお、放送事業者である関係する指定公共機関についても、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容を放送するものとされている。</u></p>

1 5 国の対策本部長による利用指針の調整

国の対策本部長による利用指針の調整に際して、知事が国の対策本部長に対して行う対応について、適切な表現に修正する。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
63	<p>(5) 国の対策本部長による利用指針の調整</p> <p><u>知事は、住民避難などの国民保護措置の実施と国の対策本部長の定める利用指針との調整が必要となると認めるときは、国の対策本部長に当該状況について連絡するとともに、調整を行うよう要請する。</u></p>	63	<p>(5) 国の対策本部長による利用指針の調整</p> <p><u>知事は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、住民避難などの国民保護措置と、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊及び米軍の行動等が競合するときは、国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、当該状況について消防庁を通じて国の対策本部に連絡する。</u></p>

16 救援の実施

指定都市における救援の実施に際して、知事が指定都市の長に対して行う通知について、適切な表現に修正する。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
69	<p>(1) 救援の実施</p> <p>知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害における被災者をいう。以下同じ。）に対し、以下に掲げる措置を行う。</p> <p>ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められるときには、当該指示を待たずに救援を行う。</p> <p>また、指定都市の長は、知事と同様な立場で救援を行うこととされており、救援対象地域に指定都市がある場合は、知事は、直ちに、当該指示について、当該指定都市の長に通知する。</p>	69	<p>(1) 救援の実施</p> <p>知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害における被災者をいう。以下同じ。）に対し、以下に掲げる措置を行う。</p> <p>ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められるときには、当該指示を待たずに救援を行う。</p> <p>また、指定都市が県と同様な立場で救援を行うことにかんがみ、指定都市の区域において救援が必要な場合は、知事は直ちに、当該指示について、指定都市の長に通知する。</p>

17 救援の際の物資の売渡し要請等

救援に必要な食品、医薬品などの特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、県内で十分に確保することができない場合も想定されることから、知事は指定行政機関の長等へ要請する旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
74	<p>(1) 物資の売渡しの要請等 （中略）</p> <p>ウ 知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。</p>	74	<p>(1) 物資の売渡しの要請等 （中略）</p> <p>ウ 知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。</p> <p>エ <u>知事は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、県内で当該特定物資が十分に確保することができない場合には、特定物資の売渡し要請、収用、保管命令に関し、指定行政機関の長等に要請する。</u></p>

1 8 立入制限区域の指定の要請

立入制限区域を指定した場合の事務の流れをわかり易くするため、指定をしたときは、その旨を速やかに生活関連等施設の管理者に通知する旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
80	<p>(4) 立入制限区域の指定の要請</p> <p>知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。</p> <p>（中略）</p> <p>また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。</p> <p>この場合において、県公安委員会は、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示し、現場においては、可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする</p>	80	<p>(4) 立入制限区域の指定の要請</p> <p>知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。</p> <p>（中略）</p> <p>また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するとともに、その旨を速やかに生活関連等施設の管理者に通知する。</p> <p>この場合において、県公安委員会は、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示し、現場においては、<u>警察官が可能な限り</u>、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。</p>

19 汚染原因に応じた対応

NBC攻撃において要員の安全を確保するため、県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等安全の確保に配慮する旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
84	(4) 汚染原因に応じた対応 県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ以下の措置を講ずる。	84	(4) 汚染原因に応じた対応 県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ以下の措置を講ずる。 <u>その際、県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等安全の確保に配慮する。</u>

20 応急措置等

武力攻撃災害の拡大を防止するために行う知事の事前措置について、緊急の必要があると認めるときは、当該設備又は物件の除去等の必要な措置を講ずべきことを指示することができる旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
87	<p>(3) 警察官による退避の指示</p> <p>警察官は、市町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。</p>	87	<p>(3) 警察官による退避の指示</p> <p>警察官は、市町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。</p> <p><u>2 知事の事前措置</u></p> <p><u>知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者等に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。</u></p> <p><u>この場合において知事は、直ちにその旨を当該指示をした設備、物件の所在する市町長へ通知する。</u></p> <p><u>また、警察署長は、知事又は市町長から要請があったときは、同様の指示をする。</u></p> <p><u>3 警戒区域の設定</u></p>
	<p><u>2 警戒区域の設定</u></p>		

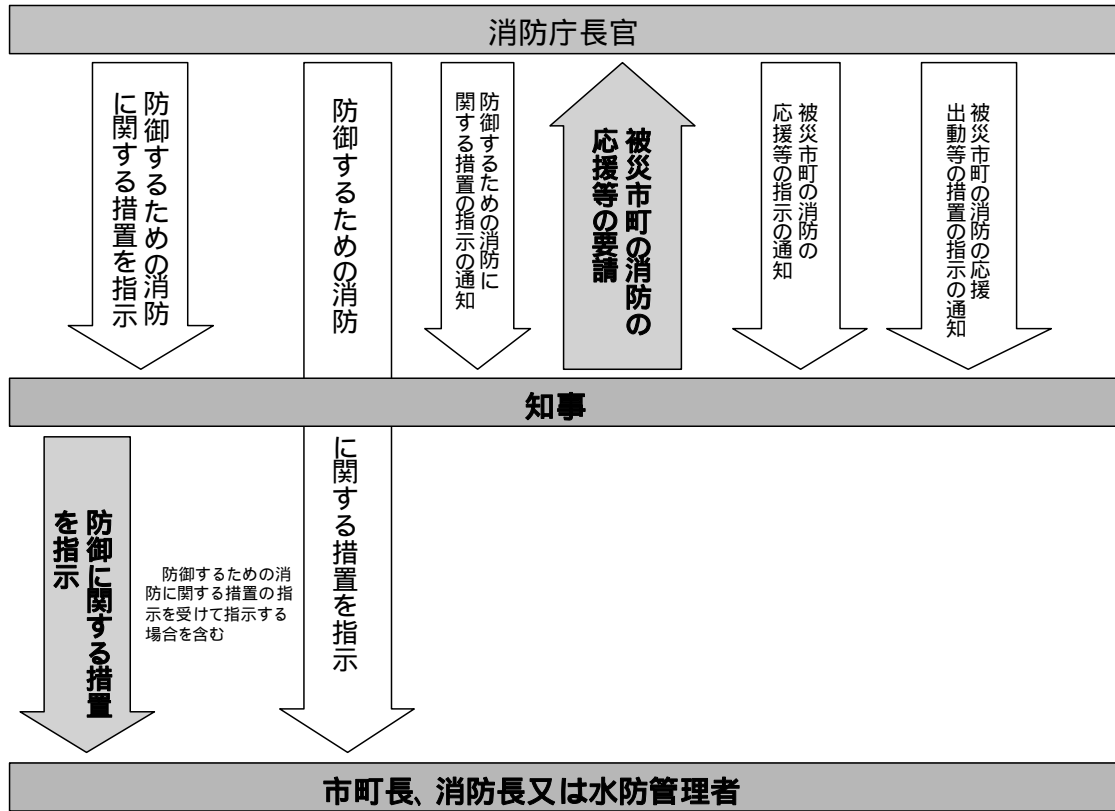
2 1 消防等に関する指示及び枠組み

本県が被災した場合の知事の指示及び消防庁長官への要請だけでなく、本県が被災していない場合に、他の都道府県への応援等のために行う応援出動等の措置を講ずるべきことを指示する旨を新たに盛り込むとともに、(4)消防等に関する指示の枠組みにおいて、新たな指示を盛り込むなど、わかり易い内容とする。

頁	前回計画(案)	頁	今回計画(案)
89	<p>イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請 (中略)</p> <p>(3) 県警察による救助活動等 (中略)</p>	89	<p>イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請 (中略)</p> <p>ウ <u>消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応</u> 知事は、<u>本県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、県内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。</u></p> <p>(3) 県警察による救助活動等 (中略)</p>

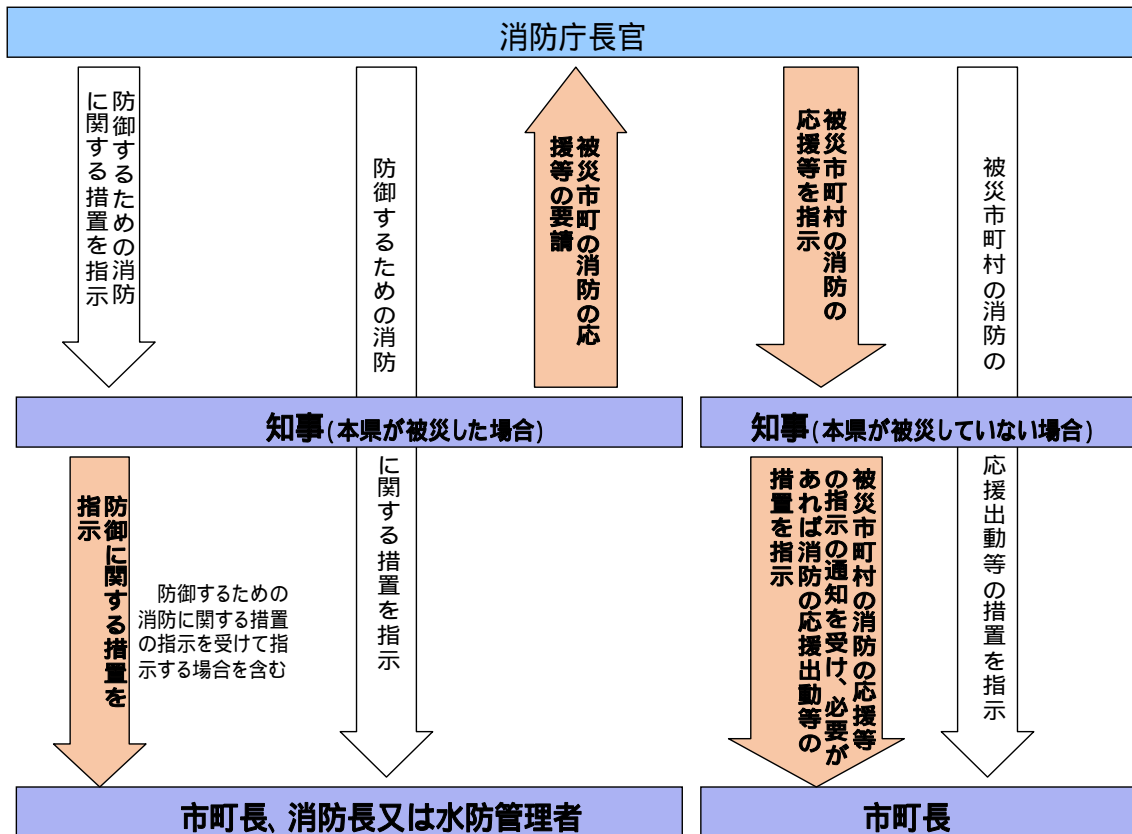
前回計画（案） 89 頁

(4) 消防等に関する指示の枠組み



今回計画（案） 90 頁

(4) 消防等に関する指示の枠組み



2 2 廃棄物処理の特例

武力攻撃災害においては、大量の廃棄物の発生や廃棄物処理施設が破壊されることも想定されるため、県は、環境大臣による特例基準により廃棄物処理の特例が円滑に実施できるよう、平素から廃棄物処理業の許可業者による廃棄物処理能力を把握する旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
91 ～ 92	<p>(2) 廃棄物処理の特例</p> <p>ア 知事は、環境大臣が指定する特例地域においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。</p> <p>イ （中略）</p>	92 ～ 93	<p>(2) 廃棄物処理の特例</p> <p>ア 知事は、環境大臣が指定する特例地域においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。</p> <p>イ （中略）</p> <p><u>ウ 県は、平素から廃棄物処理業の許可業者による廃棄物処理能力を把握する。</u></p>

2 3 交通規制の実施

住民の避難の経路を確保し、交通規制を適切に行うため、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合には、その利用指針を踏まえ行う旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
95	<p>(2) 交通規制の実施</p> <p>県公安委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。</p> <p>緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察と共に、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。</p>	96	<p>(2) 交通規制の実施</p> <p>県公安委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。</p> <p>緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察と共に、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。</p> <p><u>なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。</u></p>

2 4 損失補償

文化財保護のための措置については、文化庁長官が行う業務とされており、県国民保護計画に記載すべき事項ではないため、削除する。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
103	<p>2 損失補償、実費弁償及び損害補償</p> <p>(1) 損失補償 県は、県により以下の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>ア 救援のための物資の収用及び保管命令 イ 救援のための土地、家屋又は物資の使用 ウ 武力攻撃災害への対処のため土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用若しくは収用 <u>エ</u> <u>文化財保護のための措置</u> <u>オ</u> 交通規制の際の車両その他の物件の破損</p>	104	<p>2 損失補償、実費弁償及び損害補償</p> <p>(1) 損失補償 県は、県により以下の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>ア 救援のための物資の収用及び保管命令 イ 救援のための土地、家屋又は物資の使用 ウ 武力攻撃災害への対処のため土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用若しくは収用 （削除） <u>エ</u> 交通規制の際の車両その他の物件の破損</p>

2 5 その他

軽微な変更について、所要の修正を行う。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
2	<p>(2) 県国民保護計画の変更手続 （中略）</p> <p>ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は<u>行わないものとする。</u></p>	2	<p>(2) 県国民保護計画の変更手続 （中略）</p> <p>ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は<u>不要とされているため行わない。</u></p>

前回計画（案）8頁

(4) 指定公共機関

機関の区分	事務又は業務の大綱
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保

今回計画（案）8頁

(4) 指定公共機関

機関の区分	事務又は業務の大綱
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保

前回計画（案）10頁

3 国民の保護に関する仕組み

指定公共機関	・放送事業者による警報等の放送	・日本赤十字社による救援への協力
指定地方公共機関	・運送事業者による住民・物資の輸送	・電気・ガス等の安定的な供給

今回計画（案）10頁

3 国民の保護に関する仕組み

指定公共機関	・放送事業者による警報等の放送	・日本赤十字社による救援への協力
指定地方公共機関	・運送事業者による住民・物資の運送	・電気・ガス等の安定的な供給

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
13	<p>(7) 石油コンビナートの位置等 静岡市清水区の清水港に清水地区石油コンビナートが所在している。 規模は、面積 <u>1,138</u> km²、特定事業所数 13 である。</p>	13	<p>(7) 石油コンビナートの位置等 静岡市清水区の清水港に清水地区石油コンビナートが所在している。 規模は、面積 <u>1,138</u> km²、特定事業所数 13 である。</p>
15	<p>・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町（消防機関（消防組織法第 9 条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）を含む。）と<u>県、県警察、海上保安部等及び自衛隊が</u>連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ<u>適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</u>事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p> <p>ウ 弾道ミサイル攻撃 （中略）</p> <p>・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され<u>家屋施設等の破壊、火災等</u>が考えられる。</p>	15	<p>・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町（消防機関（消防組織法第 9 条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）を含む。）と<u>県、県警察は、海上保安部等及び自衛隊と</u>連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ<u>適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</u>事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p> <p>ウ 弾道ミサイル攻撃 （中略）</p> <p>・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され<u>家屋、施設等の破壊、火災等</u>が考えられる。</p>

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
17	<p>ウ 化学兵器 （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、<u>県、市長</u>等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 	17	<p>ウ 化学兵器 （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、<u>県、市町</u>等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。
20	<p>(4) 職員への連絡手段の確保</p> <p>県の幹部職員及び防災局職員は、常時、参集時の連絡手段として、<u>ポケットベル</u>等を携行する。</p>	20	<p>(4) 職員への連絡手段の確保</p> <p>県の幹部職員及び防災局職員は、常時、参集時の連絡手段として、<u>携帯電話</u>等を携行する。</p>
33	<p>オ 県公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する<u>ことができる。</u></p>	33	<p>オ 県公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する<u>ものとする。</u></p>
37	<p>(6) 避難施設の国への報告</p> <p>県は、避難施設の指定後は、国が定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）に資するため、国に報告する。</p>	37	<p>(6) 避難施設の国への報告</p> <p>県は、避難施設の指定後は、国が定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）に資するため、国に報告する。</p> <p><u>また、避難施設の変更があった場合にも、国に報告する。</u></p>

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
39	旅客ターミナル、航空保安施設	39	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
44	(1) 事前配備態勢 ア 知事は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、県としての確かつ迅速に対処するため、速やかに別に定める事前配備態勢をとる。	44	(1) 事前配備態勢 ア 知事は、 <u>県内外</u> において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、県としての確かつ迅速に対処するため、速やかに別に定める事前配備態勢をとる。
46	ウ 県対策本部員、県対策本部職員等の参集等 県対策本部を設置した場合には、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、 <u>ポケットベル</u> 等を活用し、県対策本部等に参集するよう連絡する。	46	ウ 県対策本部員、県対策本部職員等の参集等 県対策本部を設置した場合には、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、 <u>携帯電話</u> 等を活用し、県対策本部等に参集するよう連絡する。
47	ア 国民保護措置に関する総合調整（中略） 総合調整を行う場合には、関係市町長並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関は、県対策本部長に対して意見を申し出ることが <u>できる</u> 。	47	ア 国民保護措置に関する総合調整（中略） 総合調整を行う場合には、関係市町長並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関は、県対策本部長に対して意見を申し出ることが <u>できることとされている</u> 。
53	(4) 保健衛生の確保の実施に必要な援助（中略） 協力を要請する内容は、健康診断、感染症の動向調査、 <u>水道検査</u> 及び防疫活動の実施の補助等とする。	53	(4) 保健衛生の確保の実施に必要な援助（中略） 協力を要請する内容は、健康診断、感染症の動向調査、 <u>水道水の水質検査</u> 及び防疫活動の実施の補助等とする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
60	(ウ) 主要な避難経路や交通規制の調整 ・ 県警察との避難経路の選定 ・ 自家用車等の使用等に係る調整 ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整	60	(ウ) 主要な避難経路や交通規制の調整 ・ 県警察との避難経路の選定 ・ <u>県警察との自家用車等の使用等に係る調整</u> ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整
62	(ウ) 着上陸侵攻・航空機攻撃の場合	62	(ウ) 着上陸侵攻の場合
65	(7) 避難住民の運送の求め等 （中略） この場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。	65	(7) 避難住民の運送の求め等 （中略） この場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものと <u>されている。</u>
70	(5) 緊急物資の運送の求め等 （中略） この場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町長から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。	70	(5) 緊急物資の運送の求め等 （中略） この場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町長から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものと <u>されている。</u>
72	エ 被災者の捜索及び救出 ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安部等の関係機関との連携	72	エ 被災者の捜索及び救出 ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、 <u>海上保安部等の関係機関との連携</u>
73	ケ 死体の捜索及び処理 ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安部等の関係機関との連携	73	ケ 死体の捜索及び処理 ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、 <u>海上保安部等の関係機関との連携</u>

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
82	<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ア（中略） イ 知事は、放射線測定設備（モニタリングステーション等）による把握及び県警察、消防機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力防災専門官へ連絡するとともに原子力事業者はその内容を確認し、<u>放出の及び放出のおそれがある</u>と認めるときは、経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）に通報する。</p>	82	<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ア（中略） イ 知事は、放射線測定設備（モニタリングステーション等）による把握及び県警察、消防機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力防災専門官へ連絡するとともに原子力事業者はその内容を確認し、<u>放出又は放出のおそれがある</u>と認めるときは、経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）に通報する。</p>
89	<p>(3) 県警察による救助活動等 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。 また、大規模な被害の場合には、県公安委員会は、<u>警視庁又は他の都道府県警察</u>に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を行う。</p>	89	<p>(3) 県警察による救助活動等 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。 また、大規模な被害の場合には、県公安委員会は、<u>警察庁又は他の都道府県警察</u>に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を行う。</p>
95	<p>(4) 交通規制等の周知徹底 県公安委員会及び<u>道路管理者</u>は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。</p>	96	<p>(4) 交通規制等の周知徹底 県公安委員会及び<u>道路管理者である県</u>は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。</p>



前回計画(案) 98 頁

(2) 赤十字標章等

(中略)



(白地に赤十字)

	(この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための余白)	
身分証明書		
軍の	医療 宗教	要員以外の
		常時の 臨時の
		医療 宗教
		要員用
氏名.....		
生年月日(又は年齢).....		
識別のための番号がある場合にはその番号.....		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書!)によって保護される。</p>		
発給年月日.....証明書番号.....		
発給当局の署名		
有効期間の満了日.....		

身長	眼の色	頭髪の色
その他の特徴又は情報		
所持者の写真		
印章	所持者の署名若しくは捺印又はその双方	

(第一追加議定書付属書に規定する身分証明書のひな型)

今回計画（案）99頁

(2) 赤十字標章等

(中略)



白地に赤十字

表面

+	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	+
身分証明書 IDENTITY CARD		
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時の		
for PERMANENT civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

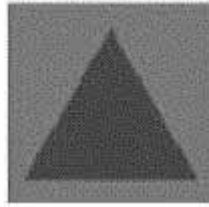
(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

前回計画（案）99 頁

(2)特殊標章等

（中略）



（オレンジ色地に
青の正三角形）

（この証明書を発給する
国及び当局の名を記載
するための余白）
身分証明書
文民保護の要員用

氏名……………
 生年月日(又は年齢)……………
 識別のための番号がある場合にはその番号……………

この証明書の所持者は、次の資格において、「千九
 百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約及び千
 九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国
 際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定
 書(議定書!)によって保護される。
 ……………

発給年月日……………証明書番号……………
発給当局の署名

有効期間の満了日……………

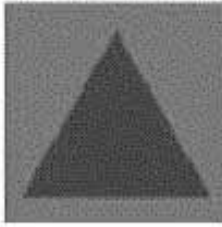
身長 ……………	眼の色 ……………	頭髪の色 ……………
その他の特徴又は情報 ……………		
武器……………		
所持者の写真		
印章	所持者の署名若しくは押 印又はその双方	

（第一追加議定書付属書 に規定する文民保護の要員の身
分証明書のひな型）

今回計画（案）100頁

(2)特殊標章等

(中略)



オレンジ色
地に青の正
三角形

表面

(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name -----

生年月日/Date of birth -----

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ議定書及び1949年8月12日のジュネーブ議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____

許可権者の署名/Signature of issuing authority _____

有効期間の満了日/Date of expiry -----

裏面

身長/Height -----	目の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血型/Blood type -----		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型